

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和5年度

主要施策

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

◇障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。

◇医療的ケア児等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。

◇手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。

◇ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。

◇放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。

◇重症心身障害児(者)等が入院・入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターについて、施設整備に係る基本計画に基づき、県民からの幅広いニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。

基本施策

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
- (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
3	22	12	3			2	5
4		9	4			2	7
5		12	6	1		2	1

主要施策の取組状況等

令和5年度	【取組結果】 (1) 保育所等訪問支援事業所は33事業所の増加となり、児童発達支援センターは未設置の市町村に2箇所の新規開設がありました。 (2) 障害児等療育支援事業について、58箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。 (3) 障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施しました。 (4) 医療的ケア児等支援センター(ぼらりす)において、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談へのワンストップでの対応や、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。 (5) 教育庁主催の医療的ケア課題検討会議において、通学支援等について検討を行い、令和6年度のモデル事業により通学支援体制を構築しました。
令和6年度	【取組結果への対応】 (1) 引き続き、未設置の市町村を中心に働きかけていきます。 (2) 引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。 (3) 引き続き、障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施します。 (4) 引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、相談対応や支援人材の育成のほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。 (5) 引き続き、医療的ケア課題検討会議等において、諸課題等について検討を行います。
最終年度の判定	概ね進展が図られています。
令和6年度	【第八次計画の方向】 ○障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実 乳幼児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の充実に取り組みます。 ○障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化 在宅で暮らす障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援が受けられ、家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護(ホームヘルプ)、訪問看護、短期入所訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実するなど在宅支援機能の強化に取り組みます。

※最終年度の判定: 目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」

「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=

「概ね進展が図られています。」

上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」